

第1回 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会

日 時：令和7年4月28日（月）

場 所：古賀清掃工場研修室

【委嘱式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ

【委員会】

- 1 開会
- 2 委員紹介 【資料1】
- 3 委員会設置条例の確認 【資料2】
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 諮問
- 6 委員会の運営に関する申し合わせ事項の確認 【資料3】【資料4】
- 7 議事
 - (1) 委員会における検討内容とスケジュール 【資料5】
 - (2) 新ごみ処理施設の計画諸元 【資料6】
 - (3) 建設候補地選定方法 【資料7】
- 8 その他
- 9 閉会

【配布資料】

- ・【資料1】 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿
- ・【資料2】 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例
- ・【資料3】 玄界環境組合新ごみ処理施設の整備に関する附属機関の会議の公開等に関する要綱
- ・【資料4】 委員会の運営に関する申し合わせ事項（案）
- ・【資料5】 委員会における検討内容とスケジュール（案）
- ・【資料6】 新ごみ処理施設の計画諸元
- ・【資料7】 建設候補地選定方法

第1回委員会	
資料1	R7.4.28

玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

(令和7年4月28日現在)

NO	職名	氏名	役職名
1	委員	シマオカ タカユキ 島岡 隆行	(一財)九州環境管理協会 副理事長 九州大学名誉教授
2	委員	ヒ タカ ケイイチロウ 日高 圭一郎	九州産業大学建築都市工学部建築学科教授
3	委員	ワタリ コウジ 渡 孝二	古賀市議会議長 (玄界環境組合議会議長)
4	委員	タカ ヤマ ケンジ 高山 賢二	福津市議会議長
5	委員	オカモト ヨウコ 岡本 陽子	宗像市議会議長 (玄界環境組合議会副議長)
6	委員	マツイ カズユキ 松井 和行	新宮町議会議長
7	委員	ノムラ テツヤ 野村 哲也	古賀市副市長
8	委員	ホンダ ケンスケ 本多 研介	福津市副市長
9	委員	コウノ カツヤ 河野 克也	宗像市副市長
10	委員	ザイマ タスク 財間 輔	新宮町副町長

(事務局)

11	事務局	ミズカミ ユタカ 水上 豊	玄界環境組合事務局長
12		ニシムラ タマミ 西村 珠美	玄界環境組合工場再編推進室長
13		ナカノ ハルミ 中野 晴海	玄界環境組合工場再編推進室参事補佐
14		ハヤカワ ツネノリ 早川 恒徳	玄界環境組合工場再編推進室係長
15		カジワラ ユキ 梶原 由貴	玄界環境組合工場再編推進室
16		タケナカ カツヤ 竹中 克弥	玄界環境組合工場再編推進室

(事務局補佐)

17	事務局補佐	株式会社イト日本技術開発
----	-------	--------------

第 1 回委員会	
資料 2	R7.4.28

玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 玄界環境組合（以下「組合」という。）が新たに整備するごみ処理施設の建設候補地を選定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、組合長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 建設候補地の選定に関する事項
- (2) その他組合長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者から組合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合構成市町の副市町長
- (3) 組合構成市町の議会議長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に掲げる所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職又は地位により委員に委嘱された者が、当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、組合長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬については、別表のとおりとする。

2 委員の費用弁償は、組合の特別職の職員の例による。

3 報酬及び費用弁償の支給については、組合の特別職の職員の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工場再編推進室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。ただし、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

	日額報酬
委員	7,500円

第 1 回委員会	
資料 3	R7.4.28

玄界環境組合新ごみ処理施設の整備に関する附属機関の会議の公開等
に関する要綱

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第

1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき玄界環境組合が設置する新ごみ
処理施設の整備に関する附属機関（以下「附属機関」という。）の会
議等について、必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開の決定)

第 2 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合
を除き原則公開するものとする。

(1) 玄界環境組合情報公開条例（令和 5 年条例第 7 号）第 7 条に掲
げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営及び審
議に支障が生じると認められる場合

2 会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、
前項に基づき、附属機関が決定するものとする。ただし、第 1 回目
の会議開催前等で、附属機関において会議の公開又は非公開を決定
することができないときは、附属機関の庶務を処理する所属の長が
決定するものとする。

3 附属機関又は附属機関の庶務を処理する所属の長は、会議の非公
開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。ただし、
第 1 項第 2 号の理由により会議を非公開と決定するときは、この限

りでない。

(会議の開催の周知)

第3条 会議を開催するときは、開催日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき又は当該会議を非公開で開催する場合は、この限りでない。

(傍聴できる者)

第4条 何人も、会議を傍聴することができる。ただし、会議の非公開が決定されたときは、この限りでない。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という。)は、傍聴者受付(以下「受付」という。)に申し出て、許可を受け、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開始の30分前からとする。

3 傍聴者が定員数に達した場合は、傍聴券番号の早い者から順に、傍聴者を決定するものとする。ただし、報道関係者を除く。

4 傍聴者が定員数に達していない場合においても、会議開会後に新たな傍聴者の受付は行わない。

5 受付においては、傍聴者の遵守事項を記載した文書及び会議次第を配布するものとする。

(傍聴者の定員及び傍聴席の確保)

第6条 傍聴者の定員は、会議室の広さ等を勘案して定めるものとし、傍聴者のために傍聴席を確保するものとする。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴席以外の入場の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの着用等通常の服装をしていない者
 - (3) のぼり、旗、プラカード、立看板、危険物、拡声器、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不必要な物品を携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) その他会議等の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者
- (傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席では静粛を保ち、会議内容に関する発言、あるいは私語をしないこと。
- (2) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 所定の場所に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォンその他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議の場において撮影及び録音をしないこと。ただし、附属機関の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(指示)

第10条 傍聴者は、附属機関の長及び玄界環境組合の職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

（傍聴者の退場）

第11条 傍聴者は、会議が終了したとき及び会議の非公開が決定されたときは、速やかに傍聴席から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第12条 附属機関の長は、傍聴者がこの要綱に違反し、附属機関の長及び職員の指示に従わない者に対して退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた傍聴者は、速やかに退場し、再び当日の会議を傍聴することができない。

（会議録の作成等）

第13条 附属機関は、遅滞なく会議録を作成するものとする。

2 前項に規定する会議録（非公開とされた会議に係るもの及び一部非公開とされた会議の当該部分を除く。）は、会議録の確定後、公表するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、附属機関の長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1回委員会	
資料4	R7.4.28

委員会の運営に関する申し合わせ事項（案）

○趣旨

玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会（以下「本委員会」という。）の会議を運営するに当たって、資料3. 玄界環境組合新ごみ処理施設の整備に関する附属機関の会議の公開等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条及び第13条の適用に関し、事務局案として「委員会の運営に関する申し合わせ事項(案)」を作成しましたので、下記の内容でよろしいかご協議願います。

1 要綱第2条 会議の公開・非公開に係る取扱いについて （事務局案）

本委員会の会議の公開・非公開については、下記のとおり取り扱う。

- ・第1回会議 公開
- ・第2回会議 非公開
- ・第3回会議 非公開
- ・第4回会議 非公開

理由：第2回から第4回までの会議では、玄界環境組合情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号で規定する「個人情報」を用いて審議するため、非公開とする。

2 要綱第13条 会議録及び会議録要旨の作成について （事務局案）

要綱第13条第1項に基づく本委員会の会議録は、全文と要旨を作成する。発言者は、「委員」、「事務局」と表記し、全委員の確認を受けることとする。

3 会議内容の公開について （事務局案）

会議内容については、次のことを玄界環境組合ホームページにて発信する。

- ① 会議前：日時、場所、会議の公開・非公開とその理由、主な審議事項
- ② 会議後：会議録要旨、会議資料（条例第7条第1号及び第5号に該当する資料を除く。）

玄界環境組合情報公開条例 抜粋

玄界環境組合情報公開条例（令和5年3月31日）条例第7号

（公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときを除き、公開請求者に対し当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により、閲覧することができる定められているもの

イ 公にすることを目的として作成され、若しくは取得され、又は公にすることが予定されているもの

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該公務員の職を含む。）であって、他の各号に該当しないもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(3) 国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）以外のものから、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

(5) 組合及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 組合又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあるもの
- (8) 法令等の規定により、公にすることができないと認められるもの

第1回委員会	
資料5	R7.4.28

委員会における検討内容とスケジュール（案）

委員会は以下の検討内容を想定する。

			主な実施内容
R7	R7.4	第1回	建設候補地選定の進め方 一次選定評価項目の承認
	R7.5	第2回	一次選定評価による選定の報告及び協議 二次選定評価項目の承認
	R7.8	第3回	二次選定評価による選定の報告及び協議 (3~4か所の建設候補地抽出)
	R7.10	第4回	最終評価選定の協議

※検討内容は、検討進捗に応じて変更となる可能性があります。

新ごみ処理施設の計画諸元

玄界環境組合（古賀市、福津市、宗像市、新宮町で構成）は、現有2施設（古賀清掃工場・宗像清掃工場）の老朽化が進む中、循環型社会形成やSDGsの取組みなど、社会的要求を踏まえつつ、新たなごみ処理施設のあり方の検討を行い、令和6年3月に「新ごみ処理施設整備基本構想」を策定した。その概要は、以下のとおりである。

1 ごみ処理の現状と将来の想定

本組合では、現在、2施設体制でごみの適正処理を図っている。そのうち、古賀清掃工場は古賀市・福津市・新宮町のごみ処理を行っており、宗像清掃工場では宗像市のごみ処理を担っている。

将来的には、安全・安定処理、循環型社会への貢献、経済性等の面での優位性から、新ごみ処理施設（1施設）にて、本組合地域のごみ処理を行う想定である。

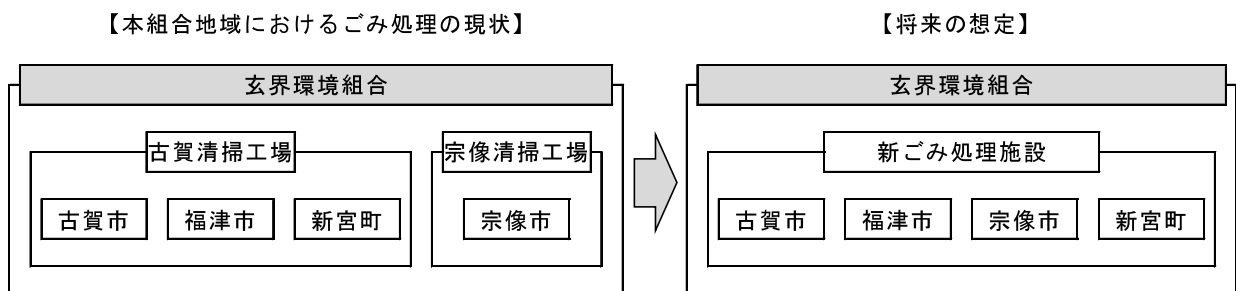


図1 ごみ処理の現状と将来の想定

2 施設整備方針

新ごみ処理施設の施設整備方針を次のとおり示す。

施設整備方針

- ① 安全・安心で安定性に優れた施設
 - ・適正な環境保全対策の実行、及び事故等の未然の防止により、安全・安心な処理を行う施設
 - ・将来を見据え、ごみ量・ごみ質の変動に柔軟に対応でき、安定的で円滑な処理を行う施設
 - ・長期稼働が可能な施設
- ② 循環型社会形成及び地球環境保全を推進する施設
 - ・3Rに基づき、ごみを適正に処理・処分できる施設
 - ・処理生成物の資源化により最終処分量を低減し、循環型社会の形成に貢献する施設
 - ・環境負荷を低減し、ごみ処理に伴うエネルギーを最大限に回収・利活用できる施設
- ③ 災害対応が可能な施設
 - ・災害に耐えうる強靱な施設とし、災害廃棄物を円滑に処理できる施設
 - ・災害時に地域の避難拠点としての機能を担える施設
- ④ 地域に貢献し、親しまれる施設
 - ・周辺環境と調和し、景観及び美観に配慮した施設
 - ・積極的な情報発信・情報公開を行い、信頼される施設
 - ・環境学習や環境啓発を実施し、環境問題について市民の理解を深めることができる施設
 - ・地元企業や地元人材の活用により、地元経済の活性化に貢献する施設
- ⑤ 経済性に優れた施設
 - ・建設から維持管理までの全体を通じて、経済性に優れた施設

3 整備スケジュール

整備スケジュールを表1に示す。

表1 整備スケジュール

項目	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
建設地選定	■	■								
測量、地質調査			■							
用地確保			■	■	■					
循環型社会形成推進地域計画	■	■								
施設基本計画、PFI可能性調査		■	■	■						
生活環境影響調査		■	■	■	■					
事業者選定				■	■	■				
電力接続検討申込				■						
費用対効果分析				■						
造成基本設計・実施設計			■	■	■					
造成工事					■	■				
新ごみ処理施設整備						■	■	■	■	■
新ごみ処理施設運営期間										→

4 施設概要

新ごみ処理施設の施設概要を表2に示す。

表2 施設概要

項目	可燃系ごみ処理施設	リサイクル施設
処理方式	以下のいずれかの方式を採用 ①焼却方式（ストーカ式） ②ガス化溶融方式（シャフト式） ③ガス化溶融方式（流動床式） ④焼却＋メタンガス化（湿式）方式 ⑤焼却＋メタンガス化（乾式）方式 ⑥焼却＋ごみ高速堆肥化方式	破碎・選別・圧縮・保管 等
処理対象物	・可燃ごみ ・下水道汚泥、し尿、し渣 ・可燃性粗大ごみ ・リサイクル施設からの可燃残渣	・びん ・缶 ・紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装、梱包材、発泡スチロール ・不燃ごみ、粗大ごみ ・乾電池、蛍光管、小型家電 等
計画処理量	75,000～82,000t/年程度	11,000～13,000t/年程度
施設規模	【焼却施設】200～280t/日程度 【メタンガス化施設またはごみ高速堆肥化施設】60～120t/日程度 ※焼却施設単独の場合：250～300t/日	50～60t/日程度

5 建築計画

(1) 配置施設

配置施設を以下に示す。

- ・可燃系ごみ処理施設（焼却施設＋メタンガス化施設またはごみ高速堆肥化施設）
- ・リサイクル施設（不燃・粗大ごみ処理ライン、缶類処理ライン、びん類処理ライン、ペットボトル・紙パック・トレイ処理ライン）
- ・保管施設（ストックヤード）
- ・その他付帯施設（管理棟、計量棟、洗車場、駐車場 等）

(2) 建築面積

新ごみ処理施設における、配置施設の建築面積（想定）を表3に示す。

表3 各施設の建築面積（想定）

項目	建築面積（想定）
焼却施設	7,000m ² （70m×100m）
メタンガス化施設またはごみ高速堆肥化施設	3,000m ² （50m×60m）
リサイクル施設	4,000m ² （80m×50m）
ストックヤード棟	2,100m ² （30m×70m）
管理棟	400m ² （20m×20m）
計量棟	225m ² （15m×15m）
洗車場	250m ² （10m×25m）

(3) その他条件等

- ・車路は一方通行・時計回りを基本とし、曲がり角等においては必要な幅を確保する。
- ・駐車場は必要な数を確保するとともに、大型バス専用の駐車場を設ける。
- ・ごみ処理施設において、発電した電力の売却や余熱供給を行う場合には、工場立地法を満たす必要がある。工場立地法に基づく規制内容は表4のとおりである。

表4 工場立地法に基づく規制内容

項目	内容
生産施設面積	敷地面積の30～65%以内 ※業種により割合が異なる（電気供給業：50%以下、熱供給業：65%以下）
緑地面積	敷地面積の20%以上
環境施設面積 （緑地＋緑地以外の環境施設）	敷地面積の25%以上（緑地面積含む） ※環境施設は緑地以外に、野外運動場、広場、雨水浸透施設等がある ※環境施設は敷地の周辺部に15%以上配置 ※古賀市は、古賀市地域未来投資促進法準則条例（古賀市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例）にて緩和している区域がある。 ・準工業地域及び特定用途制限地域：緑地10%以上、環境施設15%以上 ・工業地域及び工業専用地域：緑地5%以上、環境施設10%以上

6 施設配置・動線計画

施設配置・動線計画（例）を図2に示す。

これに基づくと、新ごみ処理施設の必要面積は、約36,000m²（3.6ha）以上となる。

なお、今後の可燃系ごみ処理方式の検討で「メタンガス化施設またはごみ高速堆肥化施設」を設置せず、可燃系ごみ処理を焼却施設単独とする場合、必要面積は約30,000m²（3.0ha）以上となる。

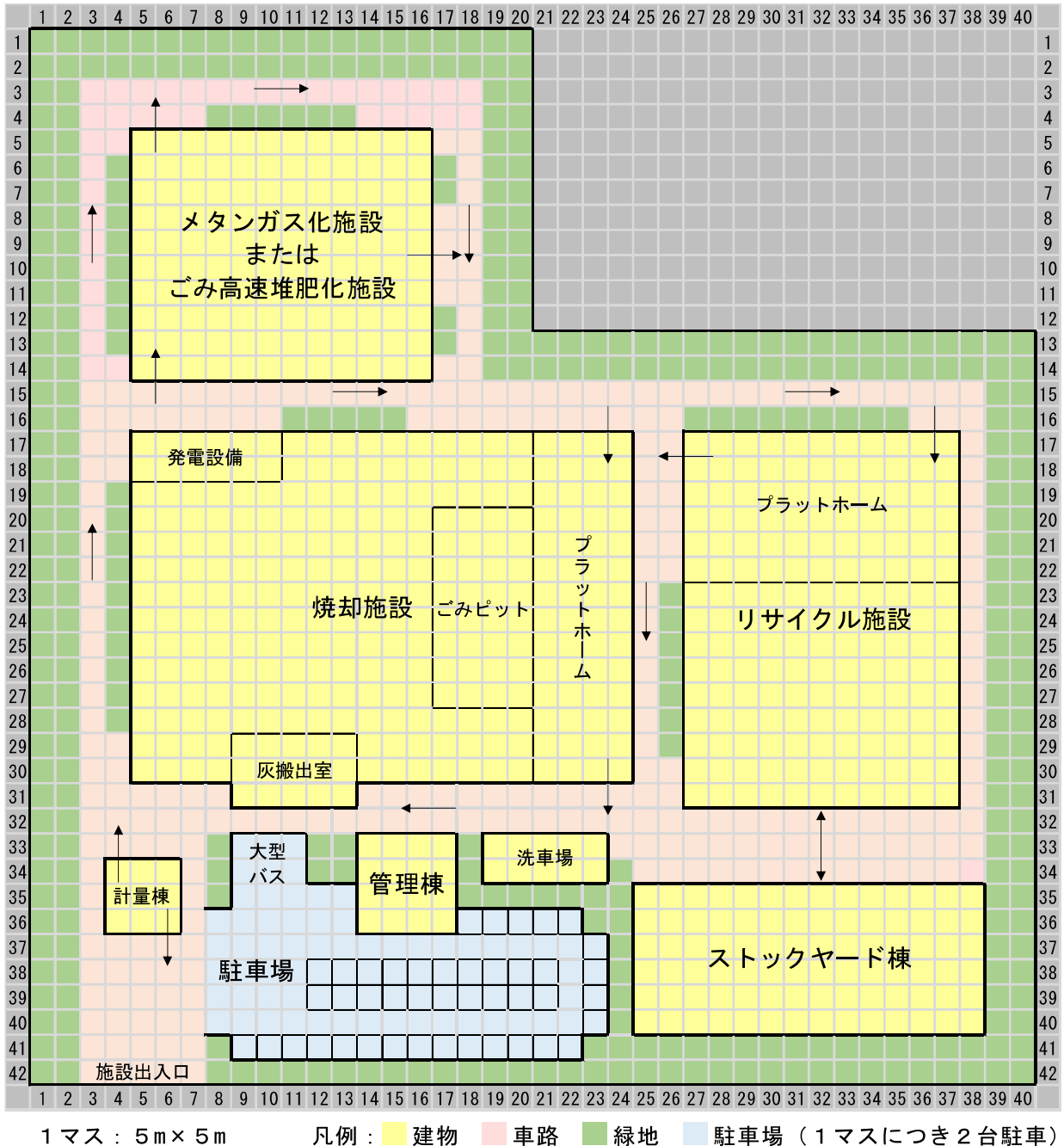
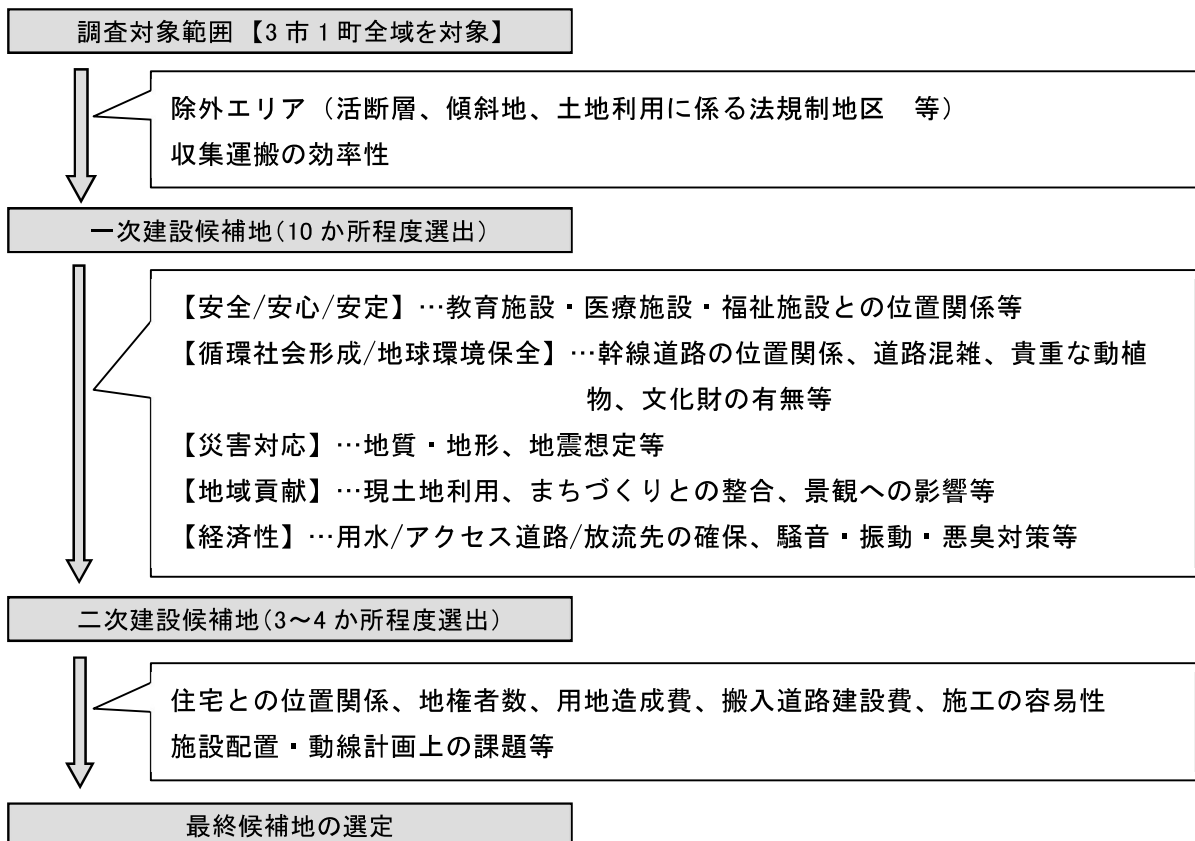


図2 施設配置・動線計画（例）

建設候補地選定方法

1. 建設候補地選定の進め方

- ① 新ごみ処理施設整備基本構想の施設整備方針を踏襲する。
- ② 新ごみ処理施設の必要面積は3.6haが見込まれるため、同面積以上の候補地を選定する。
また、居住地等の利用がされていない空地（建屋等が立地していない土地）を選定する。
- ③ 3市1町は広大な面積（約233.4km²）を有することから、広域的な視点から一次絞り込みを行い、10か所程度の一次建設候補地を抽出する。その後、狭域（近隣）の視点から比較評価を行い、3～4か所の二次建設候補地を抽出する。
- ④ 3～4か所の二次建設候補地に対し、搬入道路計画や造成計画等を検討し、事業費等の視点から最終候補地を抽出する。



2. 一次選定（広域的視点）評価項目

2.1 除外エリアの設定

(1) 安全・安心で安定性に優れた施設での視点

調査対象地域から、以下の地域は除外する。

No.	評価項目	考え方
I-①	活断層の上部	断層のずれが発生した場合、活断層の上部及び隣接地の建造物等に特に多大な被害を与える。活断層上部を除外する。 ※活断層等から「〇km離れば安全」という指標はないが、熊本地震における地表地震断層と活断層の離隔距離の調査によると活断層から500mまでの範囲で地表地震断層が減少し、それ以上は横ばいとなったとの報告がある。安全性を鑑み、活断層から1000m範囲を除外する。
I-②	地形（傾斜地）	後背部に傾斜地を抱える場合、崩壊時には建造物等に特に多大な被害を与える。後背部に傾斜地を抱える地区を除外する。 ※なお、急傾斜地は大幅な事業費増大の要因にもなる。

(2) 循環型社会形成及び地球環境保全を推進する施設での視点

調査対象地域から、以下の地域は除外する。

No.	評価項目	考え方
I-③	自然関係法等の指定地	以下の地区は、自然環境保全や森林機能の維持・活用などを目的として、工作物の設置規制や立木竹の伐採規制等を行っている。 工作物の設置規制や立木竹の伐採規制等を行っており、ごみ処理施設の建設は認められないため、除外区域とする。 ・自然公園地域（自然公園法） ・自然保全地域（自然環境保全法） ・保安林（森林法） ・風致地区／緑地保全地区（都市計画法）
I-④	鳥獣保護関係法等の指定地	以下の地区は、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される。生存地となる自然環境保全の観点からごみ処理施設の建設は認められないため、除外区域とする。 ・鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
I-⑤	国有林	国が保有する森林で、山地災害防止・自然維持・森林空間利用・快適環境形成・水源涵養等の目的を有する。 森林（緑地）の機能低下回避の観点から除外区域とする。
I-⑥	保存樹木 保護樹木	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき都市における美観風致の維持を図るため指定される。 自然環境保全の観点から除外区域とする。

(3) 災害対応が可能な施設での視点

調査対象地域から、以下の地域は除外する。

No.	評価項目	考え方
I-⑦	災害関連法の指定区域	以下の地区は市民を土石流・山崩れなどによる土砂災害から守ることを目的として、土地の改変や立木竹の伐採等を制限している。災害の危険度回避の視点からごみ処理施設の建設は認められないため、除外区域とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・砂防指定地（砂防法）
I-⑧	その他危険区域	各種災害から市民を保護するため、災害が発生するおそれがある土を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図ることを目的に指定される。災害の危険度回避の視点から、除外区域とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水、津波浸水、高潮浸水想定区域 ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土砂災害防止法）
I-⑨	宅地造成工事規制区域の指定地	宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を目的として指定される。土地利用上の規制を行なうものではないが、災害の危険度回避の視点から、除外区域とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域
I-⑩	災害履歴	建設地及び周辺地区で災害が発生した場合、ごみの搬入やごみ処理を停止せざるを得ない状況が発生する。 早期災害復旧を目指す上で、災害被災地は除外する。

(4) 地域に貢献し、親しまれる施設での視点

調査対象地域から、以下の地域は除外する。

No.	評価項目	考え方
I-⑪	農地関連法の指定地	以下の地区は総合的な農業の振興を目指して、農用地等として利用を確保すべき土地として定められている。 規制区域指定の観点から、除外区域とする。 ・農振農用地（農業振興地域の整備に関する法律） ・生産緑地地区（都市計画法）
I-⑫	生活関連法の指定地	都市計画区域においては、無秩序な土地利用が進まないように用途地域を定め、計画的なまちづくりを進めている。 規制区域指定の観点から、除外区域とする。 ・住宅系の用途地域 ・商業系の用途地域 ※都市計画「都市計画運用指針（第12版）/国土交通省」では、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に建設を進めることを推奨している。
I-⑬	景観地区	景観法により規定される、都市計画法上の地域地区で、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる。景観地区に定められた地区では市町村が強制力を持って、建築物の形態や規模を規制することができ、従わない場合には工事停止、是正命令及び罰則が与えられる。 ごみ処理施設の建築物は大きなものとなり、景観地区の指定内容には適合しにくいため、除外区域とする。

2.2 経済性から評価

調査対象地域から、収集運搬費用が安価となる地区を抽出する。

No.	評価項目	考え方
I-⑭	収集運搬効率	ごみ処理事業の中で、収集運搬に関する費用は決して小さいものではない。限られた予算の中で確実にごみ処理事業を進める上では、効率的な収集運搬を行えることが重要となるため、優位な地区を選択する。 ※収集運搬効率がよい場合は、その分、収集運搬に伴う地球温暖化ガスの排出抑制に繋がる。

2.3 一次建設候補地の選出

除外エリアを排除し、収集運搬の効率性を踏まえ、一次建設候補地を選出する。

一次建設候補地は、実現可能性の視点より、以下の条件とする。

【一次建設候補地の抽出条件】

・建設候補地は、面積 3.6ha 以上の空地（建築物等が立地していない土地）とし、道路幅員 8m 以上の道路から 100m 圏内の範囲にかかる地区を選出する。

※建築物が建っていない場合、学校のグラウンド、公園、ゴルフ場、広幅員（6m 以上）の道路及び河川は除くものとする。

※ごみ処理施設の建設地を選出する目的から、面積 3.6ha 以上であっても短辺が 100m にも満たないような地区（施設の建設が困難な地区）は除くものとする。

※隣接する道路幅員については、ごみの収集車は、組合管内全域からのごみを収集することから幹線道路を通行（可能な限り生活道路を通行しない）する計画とし、また、ごみ収集車同士のすれ違いや安全性に配慮した歩道を確保することから 8m 以上とする。

※運搬道路（道路幅員 8m 以上）からの敷地への進入道路は、事業コスト面や交通安全面から短距離が望ましく、大分県及び愛知県の開発許可の手引きを参考に 100m までとする。

・まとまった広大な面積の空地は、地形、道路と位置関係等から施設整備上、最も有利となる地区 3.6ha 程度を代表区画として設定し一次建設候補地とする。

